

令和 3 年度

第 1 回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 錄

令和 3 年 10 月 14 日（木）午後 2 時から
小牧市公民館 3 階 学習室 3 の 2

令和3年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和3年10月14日（木）午後2時から
- 2 場所 小牧市公民館3階 学習室3の2
- 3 出席者 [被保険者代表]
今村究委員、穂積光恵委員、佐藤章子委員、加藤美智子委員

[保険医等代表]
高野健市委員、酒井義仁委員

[公益代表]
石黒恵三委員、松岡和宏委員、小澤尚司委員、上野 智委員

[市側、事務局職員]
伊藤福祉部長、松永福祉部次長
保険医療課 澤田課長、菊山係長、福光係長、太田主事
- 4 欠席者 吉田雄一委員、船橋きみえ委員
- 5 署名委員 穂積光恵委員、松岡和宏委員
- 6 傍聴者 2人
- 7 議事 [議事録]
〔開会 14時00分〕

【司 会】 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は、保険医等代表の吉田雄一様、船橋きみえ様が、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

また、当協議会の傍聴の申出は2名ありましたので、ご報告いたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

令和3年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会次第が、A4サイズで1枚ございます。出産育児一時金の改正についての資料が、諮問資料として1枚。国民健康保険の現況についての資料が、資料1から6の3枚。その他についての資料が、資料7の1枚。令和2年度実績の令和3年度事業概要が1冊ございます。

お手元の資料のご確認をお願いいたします。

不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

まず始めに、石黒会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会 長】 皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますように、出産育児一時金の改正についての諮問、それから国民健康保険の現況として、昨年度の決算と今年度の動き、また、税率改正等についての説明を受ける予定となっております。

今年度も、昨年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症が様々な影響を及ぼす1年になろうかと思っております。こうした中、皆様のご意見を伺いながら協議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【司 会】 ありがとうございました。

続きまして、伊藤福祉部長から挨拶申し上げます。

【伊藤部長】 改めまして、皆様こんにちは。

本日は、ご多用の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本市の医療保険行政につきましてご理解とご協力をいた

だいておりすることを重ねて感謝申し上げます。

本日の運営協議会では、出産育児一時金の改正について諮問をお願いしております。健康保険法施行令の改正に合わせ、本市国保においても同様の改正をしようとするものでございます。保険給付の内容変更に関するため、ご審議をお願いいたします。

この他に、国民健康保険の現況、現在検討を進めております令和4年度・5年度の税率見直しの概要等についてご報告をさせていただきます。令和4年度・5年度の税率見直しにつきましては、今年度中に諮問、答申を予定しておりますので、またよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様には、それぞれのご立場から忌憚のないご意見を頂くことをお願い申し上げて、簡単ではありますが、会議開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【司 会】 続きまして、丸山委員が愛知県国保連合会専務理事の職を退任されたことに伴いまして、今回新たに就任されました委員をご紹介いたします。

公益代表として、愛知県国保連合会専務理事の小澤尚司様です。

【小澤委員】 (小澤委員自己紹介)

【司 会】 ありがとうございました。

続きまして、高井委員が連合愛知尾張中地域協議会の役員を退任されたことに伴いまして、今回新たに就任されました委員をご紹介いたします。

公益代表として、CKD労働組合の上野智様です。

【上野委員】 (上野委員自己紹介)

【司 会】 ありがとうございました。

次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

【司 会】 続きまして、今回は委員の皆様に出産育児一時金の改正についてをご審議いただくため、ただいまから諮問書を伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

【伊藤部長】 それでは、諮問書を朗読させていただきます。

諮問、出産育児一時金の改正について。

国民健康保険法第 11 条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求める。

質問事項 1、出産育児一時金の見直しについて。

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金が、現行 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられることに伴い、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性を考慮し、掛金の引下げ分を本人の給付引上げに充てるべきとの方向性が示されたことから、出産育児一時金の支給額を現行 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に引き上げる見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正をする政令が、令和 3 年 8 月 4 日に公布されました。

これを受け、本市国民健康保険においても支給額を見直し、産科医療補償制度の掛金分を、現行 1 万 6,000 円を 1 万 2,000 円に、本来分を現行 40 万 4,000 円を 40 万 8,000 円に、それぞれ改める。

よろしくお願ひします。

(質問書を会長に渡す)

(各委員に質問書のコピーを配付)

【司 会】 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思いますが、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の定めによりまして、石黒会長にお願いいたします。

【会 長】 それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から、本日の委員の出席者数の報告をお願いいたします。

【福光係長】 ただいまの出席委員は 10 名であります。

【会 長】 過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。

次に、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 8 条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。

穂積委員と松岡委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました質問、出産育児一時金の改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【澤田課長】 それでは、議題（1）諮問、出産育児一時金の改正について説明させていただきます。

お手元の諮問資料をご覧ください。

1、出産育児一時金の支給額を次のとおりとする。

産科医療補償制度の掛金分を1万2,000円、本来分を40万8,000円とするというものでございます。

（1）出産育児一時金制度の概要でございます。

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度でございます。

出産育児一時金の支給額は、出産費用等の状況を踏まえ弾力的な改定を実施するため、協会けんぽ等被用者保険は政令、市町村国民健康保険は条例でそれぞれ規定しております。

本市国保は、今まで健康保険法施行令に合わせて出産育児一時金を改正してきたところから、本市国民健康保険においても支給額を見直そうとするものでございます。

（2）出産育児一時金の見直しについてでございます。

今回、産科医療補償制度の掛金の額が、現行1万6,000円から1万2,000円へ引き下げられることに伴い、支給額を引き下げないように、令和3年8月4日公布の健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、出産育児一時金の本来分を現行40万4,000円から40万8,000円へ引き上げるという改正が行われました。

ここで、産科医療補償制度について説明いたします。

産科医療補償制度は、分娩に関連して重度の脳性麻痺になった児と家族の経済的負担の補償などを目的として平成21年1月に創設されたもので、創設当時は、出産育児一時金本来分35万円に3万円を加算する措置でございました。

その後、出産育児一時金本来分の引上げを経て、現行の支給額は平成27年1月に改定したもので、本来分40万4,000円に産科医療補償制度掛金分1万6,000円を加算した42万円となっております。

ページをめくっていただきまして、（3）ですが、本市国民

健康保険における出産育児一時金の改正についてでございます。

先に説明いたしました本来分と産科医療補償制度の掛金分を記載しております。見直し後も支給額は 42 万円と、変更はございません。

(4) としまして、本市の出産育児一時金支給状況でございます。

支給件数は、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少などにより毎年減少しておりますが、被保険者はほとんど産科医療補償制度加入の医療機関で出産しております。産科医療補償制度加入以外の、40 万 4,000 円を支給した令和 2 年度の 3 件につきましては、2 件は死産によるもの、1 件は海外出産でございました。

(5) 出産育児一時金を見直した場合の影響でございます。

先に説明いたしましたように、国内での出産のほとんどが産科医療補償制度加入医療機関であることから、影響はほぼございません。

(6) この改正を行う時期でございます。

この改正を行う時期については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の実施時期と同じく、令和 4 年 1 月 1 日からといたします。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【会長】 事務局の説明は終わりました。皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

【高野委員】 すみません、1 つだけ質問させていただいていいですか。

保険医代表の高野と申します。よろしくお願ひいたします。

産科医療補償制度が始まった時点では、3 万円ぐらい要るだろうということで始まったのが、実際蓋を開けてみるとそれほどでもなくて、1 万 6,000 円の負担、今回については 1 万 2,000 円というふうに、脳性麻痺になったりいろんなそういう障害のために置いておく、プールしておくべきお金を、過去に比べると少なくて済むようになったという現状から、こういうふうになってきているんですね。

要するに、産婦人科の治療の技術が向上すれば、当然、脳性麻痺などが減っていく、そういう可能性は十分秘めていると思うので、それに伴う産科医療補償制度でプールするお金を少なくできるので、本来分を増やすことに充てられるぞと。42万円は平成27年から変わっていないというご説明だったので、そういうふうに捉えていいですか。

【澤田課長】 産科医療補償制度につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構で担当している部分であり、最初は確かに3万円という掛金でセットされていたんですが、結局、出産による補償の実績がそこまで伸びていかないということで、前回1万6,000円に下がりまして、さらに掛金と支給額を加味したところ、もうちょっと下げられるということで、1万2,000円に今回下げられたということです。

ただ、40万4,000円が本来分であるんですけれども、被保険者に渡る金額それ自体を下げるとはどうかという話もありまして、下げた4,000円分を本来分に添加して、結局、本人に渡る金額42万については下げないという判断がされました。

【高野委員】 ありがとうございます。

平成21年のときは38万だったものを、平成21年から42万円に変えたということ、増やしたということですよね。

そうすると、それから12~13年経つわけですけれども、少子化にもかかわらず、これは上がっているというふうにも読めなくもないですが、そういう裏返しな状態であると理解してよろしいですか。

【澤田課長】 21年のときは暫定的にというか、38万を42万に上げているということで、実際は27年から正式に42万円ということになります。

今聞いている情報では、出産費が上がってきているという意見があるようで、42万円が適正なのかどうかという話が出ていると聞きますが、それについて具体的な話まではまだなく、今回の4,000円を下げないという程度の話までしかこちらには届いておりません。

【高野委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ご意見はありますか。あれば、お願いいいたします。
よろしいですか。

ご意見もないようありますので、皆様、お忙しいと思いま
すので、できましたら本日結論を出していきたいと思いますが、
いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議なしということありますので、本日諮問のありました出産育児一時金の改正について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に合わせ、小牧市国民健康保険においても支給額を改正することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】 全員一致ですので、出産育児一時金の改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に合わせ、小牧市国民健康保険においても支給額を改正することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と副会長が代表して答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 そのようにさせていただきます。ありがとうございました。
では、3議題（1）の諮問につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、（2）の小牧市国民健康保険の現況についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【澤田課長】 それでは、議題（2）小牧市国民健康保険の現況について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

ア、令和2年度の主な動きでございます。

（ア）決算補填等目的の繰入金の削減・解消及び税率改正についてでございます。

一般会計からの繰入金のうち、決算補填を目的とする繰入金については、国は、公平な税負担の観点から削減・解消すべきとの方針を示し、愛知県国民健康保険運営方針においても、その解消に向けた基本方針が定められています。

本市では、令和9年度までに決算補填を目的とする繰入金を解消するために、保険税率を段階的に引き上げることや、賦課

方式である資産割を令和 9 年度に廃止するよう段階的に引き下げる方針を定め、この方針に基づき、平成 30 年度以降新税率により賦課・徴収しております。

中段の表をご覧ください。

令和 2 年度の賦課状況について、調定額は、令和元年度と比べて 2,900 万円余減となりましたが、収納率が 0.2 ポイント上昇したことから、収納額は 2,200 万円余の減にとどまりました。1 世帯当たりの調定額は、前年度から 0.45% 増加して 15 万 3,000 円余、1 人当たりの調定額は、1.84% 増加して 9 万 6,000 円余となりました。

下段の表をご覧ください。

決算補填等繰入金は、2 億 2,000 万円余減の 1 億 5,000 万円余となりました。これは、収納率の上昇に加え、県から示される納付金が前年度より 2 億 2,500 万円余減少したことによるものです。決算補填等繰入金については、解消に向けて順調に推移していると考えております。

裏面をお願いいたします。

(イ) 新型コロナウイルス感染症関係でございます。

令和 2 年 1 月末以降、国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、国の指針に基づき、傷病手当金とコロナ減免の制度を創設いたしました。

令和 3 年 3 月末時点の決定状況で、傷病手当金は 6 件・24 万 8,450 円、コロナ減免は 671 件・5,600 万円余となりました。

イ、令和 3 年度の主な動きでございます。

(ア) 令和 3 年度の保険税率等についてであります。

一般会計からの決算補填を目的とする繰入れの解消は計画的に進める必要があるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気や雇用の悪化が見られ、全国的に生活支援策や国保税の減免等を実施している状況であり、税率見直しの方針に従い国保税率を引き上げることは被保険者の理解を得られないと考え、令和 3 年度の国保税率は、資産割税率を除き、令和 2 年度の水準に据え置くこととしました。

なお、資産割税率は計画どおり引き下げました。

(イ) 軽減判定所得の基準額、賦課限度額等についてでございます。

低所得世帯の負担軽減や中間所得世帯への配慮等から、軽減判定所得の基準額と賦課限度額が平成 29 年度以降毎年度改訂されてきましたが、令和 3 年度は据え置きとなりました。そのため、個人所得課税の改正に伴う変更のみ実施いたしました。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症関係であります。

昨年度に引き続き、傷病手当金とコロナ減免を実施しております。コロナ減免については、本年 4 月に書面でお知らせしたものでございます。

令和 3 年 8 月末時点の申請状況は、傷病手当金は 8 件、コロナ減免は 79 世帯から申請があり、うち決定済みは、傷病手当金 7 件・28 万円余、コロナ減免は 75 件・980 万円余でございます。

資料 2 をご覧ください。

国保財政状況であります。金額表示は 1,000 円単位となっております。

令和 2 年度決算について説明いたします。

まず、一番上の太文字の部分でございますが、歳入総額が 120 億 5,663 万 8,000 円、中段より少し下の太文字部分になりますが、歳出総額が 120 億 4,158 万 7,000 円、下から 5 行目の、こちらも太文字ですが、收支差引が 1,505 万 1,000 円となりました。一番下の行になりますが、決算補填等繰入金等を差し引いた実質的な収支は、マイナスの 1 億 5,843 万 5,000 円となりました。

次に、歳入の主な項目の金額ですが、上から 2 行目の国民健康保険税は 28 億 2,299 万 8,000 円で、前年比 97.87%となりました。その 3 行下の一般会計繰入金ですが、10 億 6,626 万 3,000 円と、前年比 80.21%となりました。この一般会計繰入金のうち、その他一般会計繰入金が 3 億 1,600 万円、そのうち決算補填分が 1 億 5,916 万 9,000 円で、前年比 41.17%となりました。減少の要因としては、収納率向上や納付金の減少等によるものでございます。

続きまして歳出ですが、歳出総額の 2 行下ですが、保険給付費が 78 億 7,265 万 6,000 円となり、前年比 94.97%となりました。減額の主な要因は、被保険者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや、インフルエンザな

どの感染症の流行がなかったことなどによるものでございます。その下の事業費納付金ですが、4項目合計で39億6,010万7,000円となりました。

次に、資料3をご覧ください。保険税収納状況等でございます。

歳入の根幹である保険税の収納状況ですが、一番上の行の令和2年度現年度分の調定額28億3,409万7,000円に対し、その3行下の収納額ですが、26億5,033万2,000円となりました。

中ほどから少し下の滞納繰越分については、調定額8億1,499万1,000円に対し、その下の収納額1億7,104万7,000円となりました。

保険税の収納対策として、口座振替率の向上や、資格の適正化、未納者に対する納税相談など、各種取組を継続的に実施したことにより、毎年度収納率は上昇しております。

直近の収納率ですが、表の中ほどの収納率の欄になりますが、還付未整理金を含まない現年度分については、平成30年度92.96%、令和元年度93.32%、令和2年度93.52%となっております。

しかし、県内平均95.06%に比べると高い収納率ではございませんので、今後も収納率向上に取り組んでまいります。

資料4をご覧ください。

2の保険給付費の内訳及び推移ですが、その一番下の枠になりますが、①から④保険給付費計の欄をご覧ください。

令和2年度の保険給付費計は78億7,265万6,000円で、前年比94.97%となりました。保険給付費の8割以上を占めるのが、一番上の行の一般被保険者療養給付費で、令和2年度は68億7,196万7,000円で、前年比94.87%となりました。

資料5をご覧ください。税率の推移でございます。

一番右の列は、国の地方税法で規定する課税限度額の上限で、右から2列目が本市の課税限度額でございます。令和3年度賦課分国民健康保険税の課税限度額は、改定はありませんでした。

令和3年度の国保税率の所得割、均等割、平等割については、先に説明いたしましたとおり、資産割のみ改定し、その他は据置きとしております。

資料6をご覧ください。特定健康診査等受診率状況でございます。

表の2年度につきましては、速報値として数字が入っておりませんが、先日発表された令和2年度の特定健診受診率は速報値で40.1%と、令和元年度の42.8%と比べ2.7ポイント減少しております。

下の表の特定保健指導の終了率については13.4%で、前年度の20.7%と比べ7.3ポイント減少しております。

令和2年度の受診率低下については、新型コロナウイルス感染症の影響により健診の受診控えがあったことや、特定保健指導においては、緊急事態宣言など事業自体が一部実施できなかったことによるもので、今年度もこの状況は続いておりますが、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に取り組んでまいります。

以上で、国民健康保険の現状についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【会長】 事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

ご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

【今村委員】 お尋ねですけれども、いいですか。

最後の特定健康診査受診率というところですけれども、10月頃ということで40.1%ですか。

【澤田課長】 はい。

【今村委員】 私のところに受診勧奨が来たんですよね。私、7月の終わりから8月の頭に、健康診査じゃなくて人間ドックを受けたんです。人間ドックを受けると、これにもちゃんと加算されるというか、記録されると前の回で聞いたんですけども。

私が受けた人間ドックは8月の頭にはもう終わっていて、8月の終わりには検査の記録票をいただいているんですね。これが、今頃こういうのが来るということは、市のほうへお医者さんから、もう特定健診終わっているという情報が行ってもいいはずなのに、何か月ぐらいかかるって来るのかな。

経費的にも無駄ですよね、あまりにも遅いと。教えてください。

【澤田課長】 まず、大きな流れだけお話しさせていただきますが、今回、受診勧奨を、10月の上旬に送らせていただきました。

健診を受けられてからこちらに結果が届くのが、受診された月の翌月の10日ぐらいから月末までに結果が届きまして、そこから内容点検させていただいて、データを入力します。受けられた月から2~3か月経って初めてデータが反映します。そのデータをもとに、受診されたかどうかのチェックをしますので、時間の関係で、もう既に受けていますよという方もありますので、行き違いについてはご理解くださいといいう一文を入れさせていただいているところでございます。

受診の翌月に請求があり、点検して、パンチ入力するとなると、ある程度どうしても時間を要しますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

先程のドックの結果も同じように入力はさせていただきますが、どうしてもデータ化するまでに時間を要しますので、行き違いについてはご容赦いただきたいと思います。

【今村委員】 かなりタイムラグがあるわけですね。

【澤田課長】 3か月ということでございます。

【今村委員】 現況ですか。もうちょっと早くできると、無駄な経費を使わずに済むかなということを思うんですけども。

【高野委員】 すみません、いいですか。

これ、国保運営協議会で話すことじゃないのかかもしれないですけれど、今村委員のご意見はごもっともでありますて、タイムラグがあり過ぎるのかなと私も常々思っています。

月末締め、その10日後提出というルールなんですね。それを、頻度を増やしたりなんかすると、実は我々医療機関も負担は増えるといえば増えるんですけど、やはり勧奨するのもお金、税金を使うわけですからね。できるだけ無駄なお金を使いたくないという国民目線からいえば、これは集計の頻度を多少増やすとか。集計する職員の人たちも、リズムが変わって忙しさが変わってしまうだろうから、それはなかなか大変なんですけど、しかし、まだまだ残念ながらアナログ的な部分が多くて、それで時間がかかるという現状があるもんですから、このままアナログ的な感じでまだまだやらざるを得ないのであれば、その間もそういう努力はせざるを得ないんじゃない

かと思うんです。

【今村委員】 僕が言いたいのは、情報が送られてから入力するまでの手間を、もちろん、そのことだけやっているわけじゃないから、その苦労はわかるんですけども、そういうところを少し努力していただくと、不要なものを送る必要がなくなってくるかなということ。

【澤田課長】 できる限り消し込みができるように、請求が来て内容点検できた段階でも、消し込みをかけるような努力は行っております。

【小澤委員】 私、国民健康保険団体連合会というところで、特定健診あるいは医療費の審査、支払いをやらせていただいているところです。

今先生のほうから、例えば10月に医療を受けられた、あるいは健診を受けられたというのは、まとめて11月の10日までに送られます。そうしますと、本会におきまして審査、支払いまで、またここで一月かかるわけです。

そうすると、最低でも決定までに2か月を要してしまうわけです。例えば小牧市さんが努力の中で事前にそのデータを入手して打たれるということになってきますと、現状の制度ではなかなか難しいような気がいたします。

今後、マイナンバーカードを使った受診とか健診というのが入ってきますと、リアルタイムでのそういうことが改善されるというようなことも出ておりますので、もうしばらく電子化のところの流れを待たないと、なかなか今の部分は解消が難しいのかなという気がいたします。

参考までに申し上げました。

【会長】 ありがとうございました。

あとよろしいですか。

【小澤委員】 1つよろしいでしょうか。すみません。

収納率に關しましては、どこの市町村さんも非常にご苦労されているということは承知しております。それからまた、このコロナ禍において、また非常に難しい状況にもなってくると理解しておるところです。

また、一つの波として、今まで口座引き落としというところに力を入れられてきたところだと思っているんですけども、新しく電子決済というのが話題に上がっていると思っており

ますが、そのあたりはどのような対応を考えられているんでしょうか。

【澤田課長】 基本的には、私どもの条例施行規則で、普通徴収の方については口座振替を原則としておりますので、こちらをまず第一に考えていますけれども、どうしても納付書で払いたいという方もありますし、そういう方については、LINEPayとかPayPayとか、そういうもので対応できるように、収税課で事務を進め、今年度から実施していますが、先ほど紹介したものについては私共から送る納付書は対応していないと思いますので、そこは将来検討していく必要があるかと考えていますが、それほど利用が伸びているとは聞いていませんので、現状、口座振替を何とか推奨していくということでききたいと考えています。

【会長】 よろしいでしょうか。

では、ご意見も出尽くしたようですので、続きまして、議題（3）その他を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【澤田課長】 それでは、議題（3）のその他について説明いたします。お手元の資料7をご覧ください。

ア、税率改正についてでございます。

議題（2）で説明いたしましたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度の保険税率を令和2年度水準に据え置き、今年度、令和4・5年度分の保険税率の見直しを行う予定でございます。

平成29年度の当初の保険税率改正方針では、決算補填等目的の一般会計繰入金は令和9年度に解消する、毎年7,400万ずつ削減することと、資産割税率は令和9年度に廃止する。これは令和8年度までは賦課するということです。

現在、国は、決算補填等目的の一般会計繰入金の早期解消を求めており、解消期間があまりにも長い市町村には対応を求めるとしております。資産割を賦課する市町村は、令和3年度で県下54市町村中で9市町村となっており、市に限っては、38市中5市となっています。これは、賦課方式で資産割を廃止した3方式へ変更する動きが加速したことによるものでございます。

本市においては、資産割が課税されている世帯の35%は所得

100万円以下の世帯であります。このような状況を踏まえて、今回の改正では、決算補填目的の繰入金の早期解消、令和9年度廃止としている資産割の早期廃止、見直しによる税負担の激変緩和の要素を踏まえ、検討を進めてまいります。

裏面をご覧ください。

今後の予定でございます。

本年12月までに改正方針に基づく試算を行い、来年2月までに当協議会に諮問し、答申をいただこうと考えております。

イですが、未就学児に係る均等割の軽減についてであります。

令和3年9月10日に公布の全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律で、未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額することとされました。

内容としまして、下の表をご覧いただくとわかりやすいと思いますが、現在の賦課状況、均等割というのは、0歳のお子さんでも74歳の方でもかかるようになっておりますけれども、未就学児について軽減をしていこうというものでありますと、下の改正後の負担状況をご覧いただきますと、例えば低所得に係る軽減がない方、子どもの方だと国保の医療分と後期高齢者の支援分2つについての合算した金額は、本来ですと3万1,400円のところを、こちらの半分、1万5,700円が、今回新たに制度を導入することによって軽減される。それぞれ2割軽減、5割軽減、7割軽減として、所得の額によって軽減が変わりますが、それにつきましても、軽減後の金額の半分を軽減するという形になりますので、一番下の欄、7割軽減の場合ですと、もともと7割軽減で9,420円になっているものがその半分、4,710円をさらに軽減するという制度になっています。

下に参考で書かせていただきましたが、8月末現在での軽減のない世帯、2割の世帯、5割の世帯、7割の世帯のそれぞれの人数を書かせていただいた上で、その影響額を試算しました。

これによりますと580万円余の影響があり、この4分の3を国や県が負担するのですが、4分の1が市の負担になってくるということで、その分繰入金が増えることになります。

本市においても、今後、この改正に向け条例改正等事務を進めていく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、施行日については、令和4年4月1日でございます。

以上で、その他の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【会長】事務局のご説明は終わりました。皆様からのご質問やご意見を伺っていきたいと思います。ご質問、ご意見はございませんか。

よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議題（3）その他についてはこれで終わります。

委員の皆様から何か他にありましたら、お願ひいたします。

特にないようでしたら、これをもちまして議事は終了いたします。

4のその他といたしまして、事務局からの報告、連絡事項等がありましたら、お願ひいたします。

【澤田課長】本日ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

議事録につきまして、作成いたしましたものをご署名いただくときにまた伺わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、先ほど申しましたが、予定の段階ではありますが、本年度、保険税率改正についてご意見をいただく機会としまして当協議会を開催させていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願ひします。

では、皆様、交通安全にご注意いただきまして、お気をつけてお帰りください。

【会長】それでは、これをもちまして本日の協議会を終了いたします。

皆様、お忙しい中出席いただきましてありがとうございました。

〔閉会 14時50分〕

上記のとおり、令和3年10月14日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和3年11月15日

会長 石黒 恵三 

署名委員 穂積 光惠 

署名委員 松岡 和宗 

